

# 「海峡を越えたガバナンスの場」における シティズンシップ政治

呉 介 民・曾 熾 芬  
(訳 田上智宜)



台湾と中国との間の往来は、四十年近くにわたり冷戦の歴史の中で氷に閉ざされていた。兩岸関係の雪解けは、兩岸内部それぞれの変化と国際的な力の衝突によって始まった。一九八六年に台湾政治の自由化のうねりが現れ、民进党が成立し、一九八七年には戒厳令が解除された。同年、国民党政府は退役老兵の里帰り・親族訪問を認め、これが公的に認可された兩岸往来の発端となった。<sup>①</sup>ただし、実際にはそれより数年早く、「抜け駆け」の行動が出現していた。例えば、保釣運動後の左派活動家の「回帰」が挙げられる。あるいは、一九八〇年代初・中期には、一部のメーカーが第三地に工場をつくり、中国に製品を販売してい

た。しかし、兩岸関係の大きな変化の動力は、依然として冷戦の壁の崩壊後に台湾資本が中国に西進してかき回す大波を待たねばならなかった。

二〇〇八年に至るまで、中台間の国家主権に関わる議論は解決しておらず、兩岸間の交流形態は、依然として「政治は疎遠、経済は融合」、あるいは「政治は対峙、経済は躍進」という基調のもとで進行している。これまでの研究の多くは、主に「政治領域」や「経済関係」に焦点を当てているが、「兩岸の社会的ネットワーク」と「海峡を越えたガバナンスの場」(trans-strait governance field) という視点から、浮かび上がってくる社会政治的問題、とくに最も敏感

で複雑な身分政治 (Identity politics) に関する問題はあま  
り考察されてこなかった。二十年来、兩岸の相互作用は、經  
済的利益が牽引し、社会の場に軽視できない影響と結果を  
すでもたらしている。このような社会的結果は、兩岸政府  
それぞれの政策とその相互関係にどのように影響したのだ  
ろうか。中国における台湾人の身分のあり方にどのように  
影響したのだろうか。本論の第一節では、まず兩岸經濟社  
会関係の構造的運動エネルギーと発展段階について述べ  
る。第二節では、中国における台湾人の身分のあり方をめ  
ぐる制度と政策的文脈について分析する。第三節では、本  
論で議論するケースから、海峡を越えた場という概念の政  
治的意味を提起する。

## 一 兩岸經濟社会関係の四つの発展段階

歴史的過程からいうと、兩岸関係を推し動かす最大の動  
力は資本移動である。資本の西進は台湾と世界との間の貿  
易に構造的変化をもたらし、同時に大規模の台湾人がこれ  
に引き寄せられ中国に移り住んだ。しかし、この歴史的發  
展を押し進めた構造的運動エネルギーは、世界的な力で  
あった。つまり、海峡兩岸の複雑な相互作用の歴史の変遷  
は、ポスト冷戦、グローバル化、民主化の第三の波とい  
う三つの世界的な力が合流した激流のただなかにあったので

ある。

まず、ポスト冷戦時代は、米中台三者関係に新たな構造  
をもたらした。アメリカが七〇年代末から八〇年代にかけ  
て中国との関係構築を進めたことで、東アジアにおける冷  
戦の垣根はヨーロッパより早く取り除かれた。ポスト冷戦  
によって中国は兩岸関係において積極的な姿勢を採るよう  
になる。より重要なのは、アメリカが中国に製品市場を開  
放したということである。二つ目の力はグローバル化であ  
る。グローバル化は国際的な新分業体系を促し、資本が大  
量に中国に進出するようになり、生産市場と消費市場とし  
ての中国の地位を大幅に向上させた。ポスト冷戦とグロー  
バル化という二つの要素が結合した後、兩岸関係の初期運  
動エネルギーは資本の移動から生まれた。すなわち、資本  
移動を方向付けとして促された社会関係の変遷である。三  
つ目の力は台湾の民主化である。台湾は、民主化の第三の  
波の上に位置しており、国内外の潮流と新興の經濟力、社  
会力の後押しによって、民主主義の道へと向かった。この  
自由民主主義体制は、一方で兩岸関係の開放を促し、もう

一方では兩岸関係發展の方向と範圍を拘束した。  
段階の分析に入る前に、まずいくつかのデータを見てお  
きたい。はじめに台湾から中国への直接投資 (FDI) で  
ある。はっきりした統計データは一九九二年からしか存在  
しない。中国側の統計によると、中国における台商 (台湾

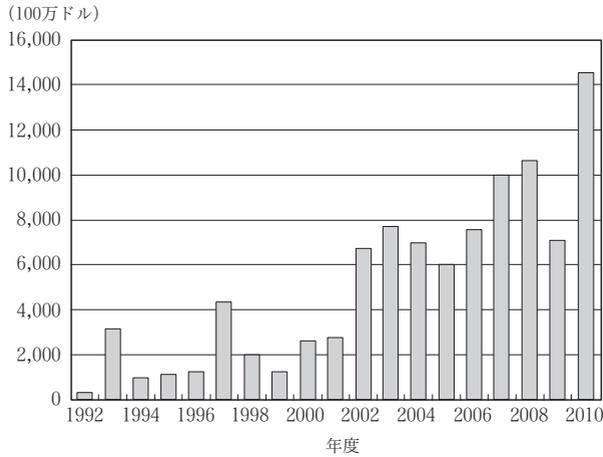


図1 台湾から中国への直接投資規模の推計（1992-2010年）

出所：台湾經濟部投資審議委員会。

系企業）の直接投資は、二〇〇〇年代初期にピークに達し、二〇〇二年には四〇億ドル近くに及んだ。近年では落ち着いた傾向にあるが、それでもなお二十数億ドルである。台湾の公的な統計では、「經濟部大陸投資許可」のデータによると、一九九二年から二〇〇九年の累計は八二七億ドルに達し、この総金額は中国側の統計による四九五億ドルよりはるかに多い。台湾資本の中国への投資は二〇一〇年にもう一つのピークに到達し、一四六億ドル、累計では九七三億ドルに達している（図1を参照）。

直接投資は大規模な兩岸貿易を促進させ、また台湾とアメリカや日本との間の貿易構造も変化させた。兩岸の貿易構造において、台湾は大量の原料と半製品を中国に輸出して加工・組み立てた後、アメリカ、日本、ヨーロッパなどの国々に輸出するようになった。これにより、もともと台湾がアメリカに対して抱えていた膨大な貿易黒字は中国に対する黒字へと転換した。二〇〇二年に兩岸の貿易量は急速に増加した。台湾の行政院大陸委員会の統計によると、その年の台湾から中国への輸出は二三・一％の成長で、三一五億ドルに達した。そして輸出入総額は二五・三％の成長で、三九五億ドルに達した。台湾側の貿易黒字は二三六億ドルである。中国側の推計データの数字はさらに大きい。台湾から中国への輸出は三九・二％の成長であり、三八一億ドルに達する。輸出入総額は三八・一％の成

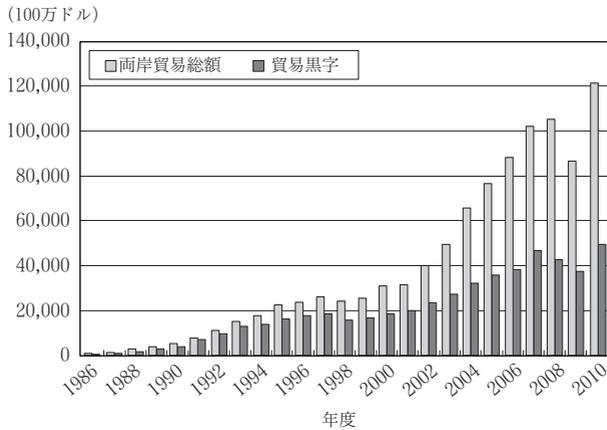


図2 台湾と中国の貿易総額と貿易黒字 (台湾・行政院大陸委員会データ)  
(1986-2010年)

出所：台湾經濟部統計処。

長で四四六億ドルに達し、台湾側の貿易黒字は三一五億ドルである。<sup>(5)</sup> 經濟部国際貿易局の統計によると、二〇〇五年には台湾の対中国貿易額は六〇八億ドルに達し、はじめてアメリカ(四九五億ドル)、日本(六〇四億ドル) 両国を上回り、中国が台湾にとって最大の貿易相手となった。二〇一〇年には台湾から中国への輸出は八四八億ドルに達し、四八九億ドルの輸出超過となった(図2を参照)。二〇一一年第一四半期には、兩岸双方の貿易総額は三七六億ドルとなり、台湾は中国にとって第七位の貿易相手であり、中国は台湾にとって第一位の輸出市場、第二位の輸入先、そして第一位の貿易黒字相手地域である。<sup>(6)</sup> 以下では、四つの発展段階の特徴と傾向について分析する。

#### (一) 一九八七年～一九九〇年代中期

兩岸関係の新たなテーマの浮上は、資本の西への移動を駆動の主力とした。第一波の資本移動は輸出指向の労働集約型中小製造業が中心であった。この段階は、おおよそ一九八〇年代末期から一九九〇年代中期にかけてである。台湾資本は主に華南に集中し、また一部は華東にも進出していた。この段階では中国自身の外資受け入れに関する制度が相対的に未整備であったことから、レントシーキングも比較的深刻であった。そのため多くの台湾資本は地方政府と財産権に関するさまざまな虚偽の処理を協力しておこな

い、または運用空間が極めて弾力的なパートナーシップを結んだ<sup>(8)</sup>。このようなパートナーシップは、レントシーキングへの圧力の回避と特惠待遇の享受とを兼ね備えており、これを「脱埋め込み戦略」あるいは「空中の要塞戦略」と呼ぶ研究者もいる<sup>(9)</sup>。この段階で中国に進出した台商は、中小企業主と生産ライン管理者が中心であった。多くの「斜陽産業」の中堅幹部とベテラン職人が中国で経営する工場に移り、経営規模拡大の機会と視野を獲得した。この段階では台湾側人員の帰台サイクルは比較的頻繁であり、両岸間の社会的隔絶は依然としてかなりはつきりとしていた。両岸は政治の雰囲気においては緩和に向かいお互い相手を探っており、両者は海峡交流基金会（台湾側）と海峡兩岸關係協会（中国側）という見かけ上非政府の二つの組織を通して協議を進めていった。また「台胞」という用語は、中国政府が意図的に運用する中で、特定の社会経済的意味を持った政治的語彙になった。

## (二) 一九九〇年代中期～二〇〇〇年代初期

第二段階は、おおよそ一九九〇年代中期から二〇〇〇年代初期にかけてである。中国経済は世界システムとのリンクがさらに成熟し、台湾との間の商工業ネットワークはさらに緊密になった。経済発展の地理的分布には明らかに変化が起こり、中国の対外経済における長江デルタの主導的

地位がすでに確立された。台湾のハイテク工業が、長江デルタ地帯へ大量に進出するとともに、第一波の人的移動を先導した。両岸間にも海峡を越えた経済社会関係ネットワークが形成されるようになった。二〇〇一年には、台湾は中国の公民戸籍に対し短期的に「二重承認」の政策を採用した。しかし、これは長くは実施されず、すぐにまた方針が変更された。この段階では、中国における台湾資本の産業分布と仕入れネットワークも絶えず深化し、中国現地の関連メーカーの競争力が引き上げられると同時に、国内資本メーカーが輸出先を自主開拓する能力が大幅に強化された。別の側面では、多くの台湾資本企業の国内販売市場の開拓も大きく進展した。同時に、台湾資本企業内の大陸籍幹部も徐々に頭角を現し、台湾人幹部との競争関係すら生まれるようになった。

一九九六年には台湾の歴史上はじめて総統の民選がおこなわれ、これは冷戦後の兩岸関係にとって一つの分水嶺となった。その年の北京から台湾への軍事的威嚇は、もう少して中米間の武力衝突を招くところであった。同じ時期、資本集約型メーカーは大挙して中国へ投資し、台湾は「産業空洞化」の圧力や「カネは中国へ行き、債務は台湾に残る」という焦りに直面させられたことから、台湾政府は「戒急用忍」の戦略をとった。この戦略は事後的にみると実際の効果は限られていた。しかしながら、戒急用忍の政

策は、象徴的に示す作用をもっており、この政治的な言葉遣いは台湾が兩岸関係の政治面において守勢に立っていることを体現していた。このことから、私たちはこの戦略を、台湾社会の自己防衛の政治的レトリックと理解すべきなのである。

一九九六年以降、中台双方は短期的に「二度の辜汪会谈」(辜振甫・汪道涵会谈)をおこなったが、基本的には中国側はこれら協議のラインを打ち切った。中国政府は単独主義(unilateralism)のモデルに切り替え、中国各地の台商協会との連繫を強化して、台商協会幹部の人事決定権を強力に主導し、台湾海基会と台商協会との直接の連繫を妨げる各種障壁を設けた。

台湾政府は兩岸構造において不利な地位にあることから、対中関係の処理に際して、これまで常に「出は緩く、入は厳しく」の政策をとってきた。中国側のヒトや資金、メディアに至るまで、すべて厳格に出入りを管理してきた。兩岸の経済関係は台湾人が中国へ大規模に移動するのを促進したが、中国から台湾へ入ってくる人口は少なかつた。一九九六年には約六万人だったものが、二〇〇七年には約二七万人になった。しかし二〇〇八年に馬英九が総統に就任した後、兩岸は大陸観光客の來台について協議し、この後來台する中国人は急速に増加し、二〇一〇年には一五九万人に達した(入境許可人数)。この類別には「社会

交流」「文教交流」「経済交流」「観光」、そして「小三通」があり、そのなかで観光が最多である。このほかに兩岸の婚姻も近年では顕著な現象となっている。内政部の統計によると、一九八七年から二〇〇七年六月までに、総計ではのべ二五万人以上の中国籍配偶者が台湾で生活あるいは滞在している。ただしその中で身分証を取得して台湾に定住している者は、四・一万人のみである。大多数は、親戚訪問や家族呼び寄せの旅行証(一・四万人)、及び居留証(家族居留と長期居留、九・一万人)など、それ以外のルートで來台している。このほかにも、中国人の密航や偽装結婚による來台のニュースは、しばしばメディアのページに登場する。中国籍配偶者に対する台湾当局の身分取得政策は、過度に厳しいのではないかというのは、この数年来熱い議論のテーマとなっている。しかし、二〇〇七年七月から二〇一〇年二月にかけて、新たに身分証を取得した中国籍配偶者は、三・六万人近くになる。このデータが示しているのは、二〇〇八年に馬政府が政権に就いてから、中国籍配偶者の台湾での定住に対する政策は明らかに緩められたということである。

### (三) 二〇〇〇年代初期～二〇〇八年

第三段階はだいたい二〇〇〇年代初期から二〇〇八年までである。この段階では、台湾最先端の電子、コンピュー

夕産業が中国において徐々に巨大で完全な製造サービスネットワークを形成するとともに、これによってハイテクエンジニアと高位ホワイトカラー管理職の新たな一波が促された<sup>15</sup>。この移民の一波では、新たな現象が浮上してきた。つまりますます多くの台湾企業幹部が、家庭を中国の就業地点に移し、不動産を購入し、外国人学校や現地人学校に子女を通わせるようになったのである。一家を挙げて移動する現象は、いくつかの重要なテーマを生み出した。それは、家庭の移転にともなう夫婦や親子関係の適応と変遷や、海峡を越えた新しい家庭親族関係ネットワークの形成<sup>16</sup>、それにアイデンティティの変遷である。別の側面では、台湾人移民と現地人との結婚も顕著に増加している。このほかに、この段階では台商協会の組織も明らかに増加しており、目下のところすでに百を超える台商協会が各地に設立されている<sup>17</sup>。

台湾人の中国における滞在の長期化、現地化の傾向は、近年メディアによって多く報道されている。しかし、具体的な人数の統計は諸説粉々であり全く整っていない。上海市台湾事務弁公室は、「常住台商人口（居住三か月以上）は二二万人であり、そのうち居住一年以上の者約二万人、上海から出入境した台商は五〇万人以上である。もし周辺地区を加えるなら、常に上海に停留もしくは短期居住している台

湾人は少なくとも五〇万人以上はいる」と公表した<sup>18</sup>。二〇〇六年、上海市台湾事務弁公室主任は「権威ある統計」を公表した。それによると、上海に六か月以上にわたり居住している「常駐型」同胞はすでに二〇万人を超えている<sup>19</sup>。

台商が最も早く集住した広東では、二〇一一年の常住人口が二〇万人を超えている<sup>20</sup>。台湾資本が最も密に集中している東莞では、ある古参の台商によると、二〇〇五年の常住人口は四万人余りである<sup>21</sup>。別の報道によると、二〇一〇年における東莞常住の台商人口は一〇万人を超えている<sup>22</sup>。廈門市台湾聯誼会によると、二〇〇六年の廈門市では、六万人余りの常住人口がある<sup>23</sup>。商業メディアは（中台双方とも）、往々にして台湾移民の数を誇張する。台湾国家安全会議が委託したプロジェクトの報告によると、台湾人の大上海地区における常住人口は、すでに七〇万人に達している<sup>24</sup>。中国政府第六次人口調査によると、「調査登記を受けた」台湾人の中国常住人口は一七万人であるが、このデータは低く見積もられていると一般的に考えられている<sup>25</sup>。しかし如何にせよ、急速に発展する中国東南沿海のいくつかの都市部において台湾人は、すでに商工業者群と生活コミュニティを形成しているのである。

身分政治におけるテーマのなかで、特に注目すべきは、おおよそ胡锦涛ら第四世代指導者に引き継がれたあたりで、中国政府の採用する単独主義政策がますます顕著に

なってきたことである。主として李登輝總統の任期後半から、特に二〇〇〇年に民進黨の陳水扁總統が台湾の政権を握ってから、兩岸間の正式な協議のルートが存在しなくなったことによる。中国側は単独で台商と台湾人に優遇と「国民待遇」を与えることを決定した。これには貸し付け、農産品の輸入、医療サービス、就業、社会保険などの項目が含まれる。中国当局の新しい政策がもたらした重要な結果は、台湾人の中国におけるシテイズンシップに関するテーマが浮上するようになり、台湾側に政策面での衝撃を与えたということである。現代のシテイズンシップ理論からみると、ますます多くの台湾人が長期にわたり移住していることから、中国での身分は、一種のデニズンシップ (denizenship) に近づきつつある。この集団は、完全なシテイズンシップを持つてゐるわけではない (特に政治に参加する権利) が、非シテイズン (non-citizen) でもない。このような身分のあり方は明確で固定化する傾向にあるのか、それとも一種の一次的な過渡的状态なのか、これは非常に注目に値するテーマである。この段階では、台湾資本企業が台湾で社員を募集したとき、採用された者の多くは労働市場にはじめて加わり、仕事の場所を中国とする者であった。同時に、中国現地企業に勤める台湾人も、日増しに増加した。このような就業経験は、台湾人にとっては新しい体験であった。

#### 四 二〇〇八年〜現在

この最新の段階は、主に政治の変遷によって引き起こされたものである。二〇〇八年に国民党が總統選挙で勝利し、馬英九が總統に就任した後、北京と積極的に協議を繰り広げた。早くは二〇〇五年に、当時の国民党主席連戦がすでに中国を訪問して、中国の指導者である胡錦濤と会談をおこない、若干の合意に達するとともに、「国共合作」を推進した。これにより、馬政府が政権についた後の中国との協議はとても迅速に進んだ。中国が採用していた前述の単独主義政策は、この段階になって両者協議の方向へと新たに揺れ動いたのである。中国側の協力により、台湾はわずか数年のうちに北京と多くの協議に署名した。これには中国人観光客の來台や、経済貿易、原子力エネルギー安全などの議題が含まれるが、その中で最も重要なのは「経済協力枠組協議」 (Economic Cooperation Framework Agreement 略称 E C F A) である。この段階では、中国は台湾に対して「買付政策」も展開し、確証市政府の指導者が次々に台湾を訪問し、台湾産品を買付ける任務を担った。台湾から中国への直接投資の金額は、二〇〇八年に過去最多の一〇七億ドルを記録した。二〇〇九年には七一億ドル、二〇一〇年にはさらに多い一四六億ドルに達した。中国人観光客の來台人数は、二〇一〇年に一五九万人に達

している。この段階における兩岸の経済社会的交流の密度は大幅に増加した。この新しい局面は兩岸政治に何らかの大変化をもたらすのであろうか。二〇一二年一月に台湾では総統選挙がおこなわれた。選挙前、馬政府は対中政策の実績を全力で宣伝した。結果として国民党の馬英九が勝利し(得票率五一・六%)、民進党の蔡英文が敗れた(四五・六%)。投票直前には、中国と利害関係にある多くの企業が、「九二コンセンサス」維持への支持、すなわち馬英九による現行の対中政策路線への支持を公に表明した。また馬政府も、「九二コンセンサス」がなければ現在の兩岸関係を維持するのは難しい、と何度も述べた。そのため、馬英九の勝利は中国側が利益を得たことを意味する、と考える評論家もいる。この選挙結果はいくつかの注目の点をもたらした。(1)現在の国共合作下における「台湾海峡安定モデル」は、アメリカの支持を一定程度獲得している。(2)台湾の民衆は相当数が「ECFA体制」を支持している。(3)中国は台湾に対する「買付政策」を引き続き強化している。(4)兩岸関係は引き続き「制度化」されていく可能性を有している。(5)今後の四年、兩岸は何らかの形式の政治協定に調印する可能性はあるのか。台湾人は馬政府が兩岸政治協議にあたるのを支持するだろうか。東アジアの地政学にとってどのような衝撃が生み出されるだろうか。これらは深く観察するに値する。

次節では、中国に転居した台湾人移住者に対して兩岸政府が定めた規範や権利の範囲がどのように変遷したかに焦点を当て、現在のところまだ不安定な状態にある身分政治について議論する。

## 二 中国における台湾人の身分政治

中国に移住した台湾人は、近年來の中国に対する台商企業の投資や中国における労働市場の開放にもなつて増加している。ただし、移り住んだ時間はまだ短く、この移住者たちが将来において長期的な定住を選択するかどうか、その趨勢はまだはっきりしていない。これらの人の大多数はまだ頻繁に両地を往来している。台湾と中国がこれらの流動者に対応して設定したメンバーシップの地位(membership status)、本節ではここに分析の重点をおく。受け入れ国の側では、中国が設定した身分制度、例えば台胞証、工作証、居留証、身分証などが、台湾人の中国における滞在期限、就業生活、出入国、ひいてはシティズンとなる可能性にも影響する。送り出し国の側では、台湾政府は近年次々と法律を定めて、台湾住民が中国に移住した後取得した正式な身分と台湾ですでに有している身分との間で、何が重複してもいいか、何が断ち切らなければならないかについて規定している。本節では、中国と台湾がこ

れら移住者に付与する権利が規定上で経てきた変遷について分析する。

まず中国が台湾人移住者を管理する政策をみていく。台湾住民が中国に入ってくることに及び滞在期限について中国は一貫して緩やかな原則を採用してきた。例えば一年から五年の有効期限を持つ滞在許可を得ると、台湾住民は中国での滞在と出入境についてはこの許可によって、出入境許可の手続きを新たにする必要はない。ただし、「外の境界」が緩やかであるというのは、単に台湾人が中国国内に入るのと、滞在の延長をしやすくするという事に過ぎない。しかし「内の境界」を管理する政策は変化の幅が比較的大きい。よって本節ではもっぱら、台湾人移住者が中国に入った後の仕事、住居、社会福祉などに関する規定を扱う。就業規定の改変と、そのことが代表している内の境界の管理に焦点を当てる。

### (一) 統合と管理——中国における台湾人の就業権

一般的にいつて、受け入れ国の労働市場にスムーズに入ることができるといえるのは、移住者が最も関心をもつ問題である。中国政府が台湾人に中国における労働権を与えることは、台湾人に「国民待遇」を与えるための政策的力点となっている。この政策の方向性から観察することができるのは、中国の単独主義的行動の、台湾人に対する吸引

力と、台湾政府に与える圧力である。

台湾人の中国におけるメンバーシップに関する中国政府の規範が、最も大きく変化したのは二〇〇五年に修正・公布された「台湾香港マカオ住民の内地における就業管理規定」である。これよって台湾住民の中国就業市場への参加に関する規定が拡大され緩められた。新規定の第一条にはその主旨が示されており、台湾・香港・マカオ人を明確に「中国公民<sup>シチイミン</sup>」と位置づけている。このような位置づけに基づくので、台湾住民が中国に行つて仕事をするのに、もはや外国人のように幾重にも重なる制限を受けることはない。以下の条件を満たしているだけで、各種職業に就くことができる。(1)年齢が一八歳から六〇歳(投資家と中国が緊急に必要とする技術者はこの限りでない)、(2)体が健康(健康証明が必要)、(3)有効な旅券(台胞証)を持つている<sup>(28)</sup>。

それ以前の規定と比較すると、新しい規定は台湾人が中国に行つて就業するのにとつて有利なところもあれば不利なところもある。有利な部分についていうと、もとの規定では中国企業が三週間の公開募集をおこない、現地の社員が見つからないことが確認された時にだけ、台湾住民を採用していいことになっていたが、新規定ではこの制限がなくなった。このほかに、もとの規定では中国における台湾住民の就業は、「その業種で実際に仕事の経験がある」者

でなければならなかったが、新規定ではこの条件はなくなった。また、就業経験のない台湾住民や、中国の大学を卒業してまだ仕事の経験のない台湾人学生も、直接労働市場に参加することができるようになった。同時に、台湾住民の就業許可手続きも、大幅に簡略化された。中国における台湾住民の就業には、以前は就業証の申請が必要であった。新規定では就業証に関する許可権が簡略化され、地方(市)レベルの労働保障部門で審査が可能となり、かつ十営業日以内に許可を出さなければならぬ。また同時に就業証の毎年の審査もなくなった。

ただし、この新規定は台湾人の就業にとって不利になった箇所もある。主にそれは雇用される台湾住民のために雇用主は社会保険料を納めなければならなくなった点である。理論上は、中国で就業する台湾住民が、中国住民と同様に社会保険に加入し、社会保障において同じ待遇を享受するということは、台湾住民のメンバーシップの向上を意味する。しかし実際の取り扱いにおいては、雇用主が台湾住民を雇うコストが増加する。これは台湾資本企業にとっても同様である。なぜなら大部分の企業は台湾人幹部のためにすでに台湾で保険に加入しているからである。これは社会保険の費用を二重に支出することと同じであるため、台湾人幹部を雇用する人事コストが増加するのである。

この結果、二〇〇五年の「就業管理規定」の改正で、台

湾住民は中国のメンバーシップが付与され、就業の自由や社会保険に加入する権利を享受するようになったが、別の側面では彼らの義務も規定した。それは、一定割合の給料を差し出すことで中国の保険制度に貢献することである。

これは異なるバックグラウンドを持つ移民には異なる影響を及ぼす。第一の類型は次のようなものである。台湾資本企業で働く、台湾から派遣された幹部にとつては、この規定は権利より義務の方が多い。新規定は台湾住民が中国において就業するとき社会保険に加入することを強制しており、台湾資本が台湾人幹部を雇用するコストを上昇させており、その結果は台湾人が中国において就業する敷居を高くしているのと同じである。台湾資本の雇用主と台湾人幹部にとつては、彼らはすでに母国において労働・健康保険料を納めているため、中国における社会保険料は、形を変えた一種の「税」に等しい。そのため、ビジネスや法律のコンサルタントが提案する対応策は、高給を得ている台湾人の数を減らすか、給与の低い台湾人学生を使う(すでに制度が緩められ卒業してすぐに中国で就業できるようになった)<sup>20</sup>、もしくは中国現地人を使うというものである。ゆえに、新規定は矛盾した政策であるということができよう。制度を緩めて台湾住民が中国に行くことを奨励しているようにみえるが、実際の働きは台湾住民の移住を抑制す

る可能性がある。しかしどうであれ、この新しい政策の政治的意味ははっきりしている。権利と義務を同時に付与すること、台湾人移民をメンバーシップの体系の中にさらに統合していくというものである。

第二の類型は次のようなものである。台湾資本企業から中国に派遣された台湾人就業者ではない者にとっては、この新規定は保障を増加させる。以下二つの新聞インタビューは、この種の台湾移民の反応をはっきりと表している。

北京大学の修士課程で法律学を専攻する趙世聡は次のように語る。この政策は台湾人学生の卒業後の進路にとって有利であり、特に社会保険の面では、台湾人学生に安全で保障ある環境が提供される。過去に卒業した台湾人学生の大半は台湾企業や外資系企業に就職し、大陸の企業に行つた者は比較的少なかった。規定を緩めた後には、試してみる台湾人学生も必ず出てくるだろう。

復旦大学の博士課程で国際関係を学ぶ梁忠は次のように指摘する。以前は台湾人学生が現地の機関で仕事をするときには、戸籍がないため、さらには会社が節約や節税のために、しばしば労働契約が結ばれず、当然社会保険もなかった。現在では保険があり、また労働

働契約を結ばねばならず、台湾人学生やその他の台湾人が大陸に行つて就業するときには保障がある<sup>②③</sup>。

しかし、現在のところ中国で働く者は依然として典型的な台湾人（派遣）幹部が多くを占めており、この新規定の現実的な意味は、権利と義務が共存しているということなのである。中国の新就業規定は一方で台湾人就業者に等しい労働条件と社会保険制度に参加する権利を付与するが、もう一方で台湾人幹部のような就業者についていうと、すでに台湾の健康保険やその他の保険制度に加入している上に、さらに中国の社会保険に加入しなければならず、これは「国民待遇」を獲得するのあたり必ず求められる「税負担」であるといえる。このような角度から見ると、中国が近年台湾人に対してとっている単独主義的戦略は、「国民待遇」を享受する台湾人にとっては、コストのかけられないものでは決してなく、結局のところ権利の享受と義務の履行とはコインの裏表であることが、はっきりとみてとれるのである。

## (二) 狭間のシテイズンシップ——母国の政策

台湾が中国に移住する台湾人を規範づける規定のうち最も重要なのは、戸籍を喪失するか否かに関するものである。中華民国はいまだにその統治範囲は中国大陸も含んで

いると公言しているため、台湾の国籍とシティズンシップは一貫して戸籍によって定義されてきた。兩岸関係条例では、まず台湾のシティズンは台湾に居住し戸籍を設けている台湾地区人民と定義し、大陸に居住し大陸に戸籍を設けている大陸地区人民と区別する必要がある。このため戸籍を保持しているかどうか、シティズンシップを保持できるかどうかについての重要なポイントとなるのである。

他の国に移住した台湾住民が戸籍を保持しているかどうかは戸籍法により規定されるのに対し、中国大陸に移住した台湾住民については兩岸関係条例によって規定され、この兩岸関係条例は幾度も改正を経てきている。このほかに社会的権益の面において、最も重要な攻防拠点となっているのは健康保険を維持できるかというものである。一面ではこれは台湾の社会福祉政策の中で台湾シティズンにとって最も整った保障であるため、多くの国外に移住した台湾人は、台湾の健康保険制度に依然としてとてども依存しているのである。

### (1) 台湾戸籍の防衛戦

台湾移民の中国における身分問題を処理するにあたり、最も重要なのは「台湾地区と大陸地区人民関係条例」である。この法令は台湾が住民の往来（移住を含む）を規範づけるために定めたものであり、「第一章 総則 第一条 国家統一までの間、台湾地区の安全と民衆の福祉を確実に

保証し、台湾地区人民と大陸地区人民の往来を規範づけ発生する法律案件を処理するため、特に本条例を制定する」というこの法令の主旨はナシヨナリズム政治の張力を充分に説明している。この条例の精神は曖昧ではつきりしない国家の状態 (statehood) に対応するためのものである。なぜなら中華民国憲法に従うと、国民の定義の範囲から大陸地区人民を排除することはできないため、兩岸関係条例はまず初めに大陸地区とは何か、台湾地区とは何か、そして台湾地区人民と大陸地区人民とは何かについて境界を定めなければならなかった。住民の境界設定は戸籍によって決定され、台湾地区人民とは台湾地区に戸籍を設けている住民を指すとされたのである。

一般的な移出入口に関する最も早い規定は、もし本国人が出国し六か月間入境しなければ、除籍される、というものであった。その後、新しい規定では二年間入境しなければ除籍されるというように改正された（戸籍法第二〇条第二項）。二〇〇一年以前は、兩岸関係条例第二条において「台湾地区人民が大陸に行つて四年後には大陸地区人民へと身分が変わる」とされてきた。二〇〇一年には、台湾地区人民で大陸地区に戸籍を設けた者が、もし台湾戸籍がまだ存在していれば、その台湾地区人民の身分はこれによって喪失することはない、と規定した。つまりこれは二重戸籍を認めているのである。しかし二〇〇二年の新しい法改

正では、台湾人は必ず兩岸の身分二つのなから一つを選ばなければならぬという規定に戻った。現在の兩岸關係條例第九條第一項では、「台湾地區人民は大陸地區において戸籍を設けるもしくは大陸地區のパスポートを取得してはならない」、違反した者は「台湾地區人民の身分および台湾地區における選挙、罷免、法律の制定、改廃、軍職、公職の担当および台湾地區に戸籍を持つことよって発生する一連の権利を喪失し、戸政機關が台湾地區の戸籍登記を抹消する。ただし台湾地區人民の身分によつて負う責任と義務は、これによつて喪失あるいは免除されない」としている。

二〇〇二年の法改正後、大陸委員會法政処長は新聞のインタビューに答えて、新しい法令は「台湾地區人民が大陸地區において戸籍を設けるもしくは大陸地區のパスポートを取得することで二重身分となり、権利義務の重複と衝突を引き起こすのを避けるため、國際的に通用している単一戸籍制を参照した。しかも大陸地區も現在のところ身分の規定は単一身分制を採用している」と述べた。

以上の整理から、大陸に行き居留する住民の戸籍身分の問題への台湾政府の処理は、ここ数年來、常に政策調整が不安定な状態にあることがわかる。政策は幾度か変化しており、本国人が大陸に行つて四年以上たつと自動的に台湾の戸籍が抹消されるというものだったが、二重戸籍を許

容するというものになり、最近では兩地の戸籍（すなわちシティズンシップ）のうち一つの帰属を選択しなければならぬとなつたように、確かに揺れ動き定まつていないのである。現在の戸籍政策からいうと、台湾は中国に行つた住民に対し「帰郷政策」(homeland policies)を採用、つまりメンバーシップの単一選択制度によつて、移住と中国のメンバーシップへの統合にともなう代価を重くしている。

この政策の意図は、このような設定を通して、台湾人が長期にわたつて中国のメンバーシップ体系に統合されないよう促すことを、最終的には望んでいるのである。戸籍の単一選択政策を巢離した者への圧力とみなすならば、近年の台湾政府による企業家が帰国しての投資を促す「中小企業帰還補助制度」は利益誘導である。

## (2) 健康保険——医療における母国との臍帯

全民健康保険制度は台湾の社会福祉のなかで最も整つており、最も多くの国民が恩恵を受けている制度である。筆者らのインタビューによると、多くの台湾人は中国で医療を受けることに對して、依然として抵抗を感じている。その主な原因は、現地の医療の質や医療制度、医者と患者との關係について、相当程度の不信感を持っていることにある。そのため、多くの移住者にとっては、なんとかして健康保険資格を保持、もしくは帰国後すみやかに健康保険に加入しようとすることは、移住メンバー(diaspora)と台

湾社会との最も緊密な制度的連帯となる。健康保険への加入資格は、戸籍が保持されているかどうかによる。現在の規定では、除籍されておらず定期的に保険料を納めてさえいれば、健康保険に加入し続けることができる。すでに除籍された移民がもし帰国した場合、台湾に戸籍を設置して四か月以上たつてはじめて健康保険に入ることができる（全民健康保険法第一〇条第一項第一款）。

しかしながら、前述した中国の新しい就業法の規定によると、企業は必ず台湾人社員のために社会保険に加入しなければならぬ。各省で一旦着実に実行されると、多くの台湾資本企業が人事コストを減少させるために、台湾人幹部の台湾における労働・健康保険をカットすることになる可能性がある。健康保険の問題は、台湾人の中国における戸籍登録の問題と直接的に関係するわけではないが、中台双方の戸籍攻防戦の一つの変数を加え、これをさらに複雑で予測が難しいものにしていくのである。

短期的には、現在中国に移住した台湾人の健康保険問題で最も関連があるのは、中国における医療支出が増加の趨勢にあるということである。台湾の行政院衛生署中央健康保険局による国外医療費の自己負担費用払い戻し金額に関する統計によると、二〇一〇年には約二・二億元が中国で医療を受けた台湾住民に給付され、これは海外医療費払い戻し総額の六九・三％を占める。そのため、海外移民が健

康保険資格を持ち続けるべきかどうかについては、大陸に移り住んだ台湾住民が焦点になるのである。衛生署の管理方法は「厳格な審査」である。二〇〇六年には、大陸地区の医療には異なる払い戻し手続きを採用するようになった。大陸地区での入院が五日以上で、大陸公証処の公証と海基会の検証を備えることではじめて、医療費払い戻しが受けられた。このようなやり方は、証明に多大なコストがかかるため、二〇一〇年四月から、再びわずかに申請方法が緩められ、医療費領収書正本と診断書のみ公証・検証が必要となった。そのため健康保険制度についていえば、現在のところ台湾側は両岸間を行き来し依然として健康保険資格を保有する移民に対し、医療を受ける行為を監視しコントロールすることで、健康保険に濫用される抜け穴を防止しているのである。しかし、これは全く新しい挑戦であり、母国政府がどれだけ監視・コントロールの効用を持つことができるかについては、いまだ多くを受け入れ国である中国政府の協力を頼る必要がある。たとえ検査にかかるコストが相当高くなるとしても、台湾側は依然として健康保険政策上は、海外移民（人数が最多である大陸へ行った移民を含む）が健康保険の身分を有することを認めている。これは政府が帰郷政策を追求するのにもなつて支払わなければならない代価なのである。

以上、兩岸政府の戸籍や社会保険など制度領域における

相互作用と攻防から、海峡を越えたシティズンシップ選択の複雑性を分析した。この問題領域が関係する範囲は広く、「ナショナル・アイデンティティ」「制度への信頼」「個人の生き方の選択」などが含まれる。これらの問題が最終的にどの方向へ発展するのかは、決してイデオロギーの面や党派政治の角度から考えるだけで周延的な答えが得られるわけではない。台湾人移住者のメンバーシップの变化について事実在即して深く研究しなければならぬ。

中国側の角度から観察すると、兩岸の経済社会関係の雪解け以来、中国政府は一貫して台湾住民を一種の本国と外国、境界内と境界外の間にある身分カテゴリーとみなしてきた。「台胞」という、この奇妙で特殊な歴史的資格を持つ政治的語彙は、これに対応して生まれた。台胞という言葉の回しは、現在でも依然として中国において通用しているが、その意味するところは中国側の政策の変化、及び台湾側の政策的対応にもなつて微妙な転換が生じている。より具体的で深く掘り下げた実証研究は、中国政府が外国人と本国人に対応する身分政策の中に、台湾からの移住者の身分とアイデンティティがどのように反映されているのかを解き明かすのに役立つ。同時に、「台胞」身分の複雑で変化し続ける意味を理解する助けとなる。

台湾の角度からみると、台湾人の中国における地位と身分の変化に関する研究によって、敵対状態にある母国と受

け入れ国にあつて、兩岸流動人口の管理を通してどのよう  
に政策の力比べをしているのか説明することができる。またこの政策の力比べの効果とコストを明らかにする手助けとなる。兩岸政治の敵対的構造の関係において、台湾人の西への移住は、海峡を越えたガバナンスの場の出現を促した。この政策領域は個別の移住者の主観的アイデンティティや身分選択の範囲を制約した。これによって兩岸関係における「ナショナルリズム政治の問題」に対し、従来とは異なる認知方法が得られたのである。

### 三 海峡を越えたガバナンスの場の政治的意味

上で分析したように、国際的生産構造の再編、資本流動、兩岸国家競争などが絡み合った構造は、中国に移住した台湾人の置かれた制度と政策的背景を制約してきた。この政策的文脈は、兩岸双方の内部ガバナンスのメカニズムからみると、各自の「内政」の範囲に属する。しかし、分析のレベルを引き上げると、この二十年來双方の政策行為は相手の政策決定の影響を強く受けてきたことがわかる。たとえこのような相互作用が、はっきりとした協議を経たものではなく、暗黙の交渉 (tacit bargaining) であつたとしてもである。現在の兩岸政治関係において、中国にいる

台湾人のガバナンスの問題に関しては、国際慣習的な外交ルートによって処理することができない。二〇〇八年に馬英九政府が中国との協議を進めた後、兩岸はECFAに調印したが、それでも後に続く投資面での協議では、中国における台湾人の身体的自由権の保障をめぐる問題によって大きく長引いている。同時にこのことは兩岸間の政治制度には極めて大きな差異が存在していることを示している。

内政問題の兩岸化は、海峡を越えたガバナンスの場の第一の構造的特徴である。兩岸関係において政治的敵対と主権論争に関する飛躍的な進展がない限り、このような構造的特徴は兩岸間の経済社会的ガバナンスのメカニズムをずっと主導していく。今後観察するに値するのは、もし兩岸間でECFA体制が持続的に制度化していった場合、海峡を越えたガバナンスの問題は兩岸間の恒常的な協議の対象へと変化していくのかということである。

第二の特徴は、兩岸間の二十年來の経済社会的往来によって、緻密で多くの政策領域に浸透する利益関係と社会的ネットワークがすでに織りなされているということである。この角度からみると、台湾が付き合っている国家の中で中国は利害関係が最も密である（台米間の外交と軍事関係はここでは論じないことにする）。しかし、このような密な関係は、兩岸間の政治軍事的敵対構造の上に建てられているのである。親密であり、敵対的でもある。内政関係

ではないが、純粹な国際関係でもない。このような関係は海峡を越えたガバナンスの場の重要性をさらに際立たせている。なぜなら兩岸の「非正常」な政治関係により、海峡を越えた事務は通常の外交ルートで処理することができないことから、兩岸間における政策の力比べの多くは各種間接的、迂回の方法によって相互作用を及ぼし、ひいては「代理戦争」をおこなうことで、心の中の「国民」への求心力を獲得しようとするのである。

第三に、台湾ではすでに民主的選挙制度が確立しており、政策を制定するには大部分は立法機関を経なければならぬということである。新興民主主義国家としての台湾の特質、それに加えてナショナル・アイデンティティの分岐や政治党派の争い、複雑な資本利益などの要因によって、台湾が海峡を越えたガバナンスの問題を処理するうえで、政策決定過程には常に不確定な状態が現れ、また政策決定による結果も常に予測が難しい。例えば、上で分析した中国に常住する国民に対する台湾の戸籍選択は、数年の間に何度も政策変更を経験した。また例えば、二〇〇五く六年の立法院での予算審議では、国民党立法委員の提案によって、大陸委員会に業務にかかる費用がすべて削除された<sup>(32)</sup>。近年、立法院はすでに兩岸ガバナンスの場にとって外延の戦場となっている。この趨勢は、ナショナルリズム政治が加熱するのにもない、ますます顕著になっていく可

能性がある。

第四に、海峡を越えたガバナンスの領域という視点は、ナショナル・アイデンティティに対する分析を、主観的心理評価のアンケート調査以外に、制度や政策の歴史動態的分析の文脈に置くことを可能にするが、このようにして初めてその全貌をうかがい知ることができるとする。二〇〇二年以来、ナショナル・アイデンティティに関する調査の結果は、すべて非常に「安定」した状態を示している。主観的アイデンティティが「中国人」である者は、常に一〇〇%に満たず、二〇一一年六月の調査では四・一%であった。「台湾人」であると考えている者はいずれも四〇%以上であり、二〇一一年六月は五四・二%であった。「中国人」と「台湾人」とを兼ねる二重アイデンティティの者も四〇%前後を維持しており、二〇一一年六月は三九・〇%であった。統独問題に関する立場の選択では、「現状維持の後に決定する」に「永久に現状維持」を加えると、二〇〇一年以降すべて半数以上であり、二〇一一年六月は六〇・一%であった。それに対し、統一や独立に賛成する者は少数であるが、二〇〇三年以来、独立に賛成する者は統一に賛成する者より常にやや多い。この趨勢からみると、「台湾人アイデンティティ」に「現状維持」を加えたものが主流の民意であるといえる。しかしながら、世論調査によって身分政治、特に台湾人の中国における地位の問題を理解する

のには、一定の限界がある。まず、民意の分布は個人の心理状態の総和であり、これによって複雑な心理メカニズムを推測するのは難しいし、個人の選択の過程は現れない。第二に、長期にわたって中国に居住している台湾人は、このような世論調査で研究するのは難しい。しかしこの集団の政治的意見は、海峡を越えた社会的ネットワークを通して示される可能性もある。そのため、海峡を越えたガバナンスという分析視点によって、兩岸関係における「ナショナルリズム政治の問題」に対し、従来とは異なる認識方法が得られるのである。

## 結 び

本論の最初で着目した身分政治の問題に戻ろう。一般的な印象では、中国は政治的動機から「台胞」に特殊な優遇を与えており、特にそれは外の境界の管理における緩やかさに現れている。しかしこれより推論すると、台湾人は中国において中国シテイズンや外国人の待遇以上のものを享受していることになるが、おそらくこれは誤りである。外の境界が緩やかであるということは、単に台湾人が国境を出入りするのが容易、もしくは居留の延長が便利であるようにしているに過ぎない。しかし、内の境界の管理を観察してはじめて真の姿をみることができるのである。兩岸の

往来が開放されて以来、制度面でいうと、北京政府はゆっくりとそしてわずかずつの歩調で、台湾人に与える待遇を調整してきた。上で分析したように、二〇〇五年になってようやく台湾人に中国での就業権が正式に与えられ、それとともに社会保険制度に組み込まれた。このことからみると、身分のガバナンスをめぐる政治過程は非常に複雑である。

注意すべきは、最近何年か台湾人の待遇に関する中国側の政策は変化の振れ幅が大きいということである。「同胞」の意味も、大きな転換を始めている。新しく成立したECFA体制の下、中国に滞在する台湾シティズンは、短中期で居住し優遇を受ける境界外の人である「同胞」から、徐々に中国の社会福祉と保険制度に組み込まれ、「デニズン」になるのであろうか。さらにはもつと進み帰化して「中国シティズン」になるのであろうか。この複雑でゆるやかな過程において、個人や家庭が通らなければならぬ関所は、就学、就業、婚姻、家族全体での移住、不動産の購入、子女の就業、社会保険制度への加入、戸籍登記など多く存在する。これらはすべて精緻な制度分析と個人移民の生き方を観察することが必要である。海峡を越えたガバナンスの場という視点は、中台関係の研究には、伝統的に注目されてきた高次元の政治問題（主権、国防安全保障など）以外にも、早急な探求が待たれる新たな領域がある

ことを私たちに気づかせてくれる。

〔付記〕本稿の初版は以下に収録されている。遠景基金会編輯『兩岸開放二十年——回顧與展望』遠景基金会、二〇〇七年。本稿は最新の統計資料と状況の進展に合わせ加筆修正したものである。資料整理に協力していただいた研究助理の廖卿樺、黄佩君両氏に感謝する。

## 注

〔1〕台湾政府が大陸地区への「旅行」を開放したのは一九八七年一月である。

〔2〕吳玉山 [1997] を参照。

〔3〕吳介民 [1997] を参照。

〔4〕中台双方の毎年のデータには常に大きな食い違いがある。主要な原因はおそらく以下の通りである。中国側は毎年の実行金額によって統計をとっている。それに対し台湾側は、初期に大陸進出した企業の多くは、後になって登記の手続きをした。遅くに進出した企業の多くは許可を得ることで融資が受けられるよう、繰り上げて申請している。

累計総金額の面で、中国側の数字が台湾側より少ないのは、主に台湾側經濟部によって許可された金額のうち、一部は中国において実際には資金投入されなかった、もしくは今のところまだ資金投入されていないことによる。

〔5〕(1)中国の資料は『中国統計年鑑』。(2)台湾の資料は大

陸委員会のものと、經濟部国際貿易局による「兩岸貿易情勢分析」の推計。

〈6〉 新浪财经「兩岸一季雙邊貿易額创新高」（第一四半期の兩岸貿易額は過去最高を記録）<http://finance.sina.com.cn/roll/20110411/15579668774.shtml>（二〇一一年一〇月二五日閲覧）。

〈7〉 吳介民 [1997]。

〈8〉 Wu [1997, 2001]。

〈9〉 鄭陸霖 [1999]、Chen Ming-chi [2006]。

〈10〉 吳介民 [2005] を参照。

〈11〉 親族訪問と觀光を開放した一九八七年から、毎年百万人単位の台湾人が大陸に行っている。二〇一一年五月までの累計は、合わせてのべ六三・一四万人である。大陸委員会「兩岸經濟統計月報」による。

〈12〉 内政部入出国及移民署による。これは「許可」の人数であり、実際に入国した数とは異なる。ただ入出境管理局が公表している資料は整っていないため、許可の数字を用いる。

〈13〉 内政部戸政司の統計による。

〈14〉 婚姻移民によって引き起こされる国境管理と社会福祉の配分に関わる問題は、趙彦寧 [2004, 2005] を参照。台湾人の婚姻移民に対する政策と態度は、陳志柔・徳林 [2005] を参照。

〈15〉 耿曙 [2002] を参照。

〈16〉 王君琳 [2002]、吳孟潔 [2006] を参照。

〈17〉 このため、台商協会の研究は台湾における中国研究の領域のなかで重要な位置を占めている。耿曙 [2002]、Schak [2003]、吳介民 [2005]、耿曙・林瑞華 [2007] を参照。

〈18〉 “China Today” 2003.09. <http://www.chinatoday.com.cn/china/200310/36.htm>

〈19〉 『大公網』二〇〇六年十二月三〇日。 <http://www.takungpao.com:82/news/06/12/30/ZM-672473.htm>

〈20〉 『人民網』二〇一一年九月二七日。「台商台胞常住人口已超二〇万人を突破」 <http://gd.people.com.cn/B1/G5/15762733.html>

〈21〉 『中新社』二〇〇五年一月一七日。 <http://blog.roodo.com/non2005/archives/2544778.html> より再引用。

〈22〉 『華夏経緯網』二〇一〇年四月一九日。 <http://www.huaxia.com/tslj/rdy/gd/2010/04/1847355.html>

〈23〉 『台聯通訊』二〇〇六年六月一五日。 <http://www.zhuhai.gov.cn/waiwang/72905326680276992/20060630/2023032.html>

〈24〉 「隣国獵人頭 馬総統——人才流失成国安問題」（隣国はヘッドハンティング 馬総統——人材流失は安全保障上の問題になる）二〇一一年四月一八日。 [http://news.rti.org.tw/index\\_newsContent.aspx?nid=292036](http://news.rti.org.tw/index_newsContent.aspx?nid=292036)

〈25〉 『人民網』二〇一一年四月二九日。 <http://news.sohu.com/20110429/n306678573.shtml> より再引用。

〈26〉 「九二コンセンサス」は複雑で高度に論争的なテーマ

である。簡単にいうと、北京にとっては、「兩岸それぞれが一つの中国原則の堅持を口頭で表明する」というものを指す。馬英九の国民党政府にとっては、「一つの中国を、それぞれが説明する」というものを指す。そのため、同じ語彙であっても、兩岸の指し示すところには違いがある。吳介民 [2012] を参照。

〈27〉本節で扱った身分政治の問題に関し、さらなる理論的検討は、Tseng and Wu [2011]、曾熾芬・吳介民 [2010] を見よ。

〈28〉国が規定した職業（例えば専門免許を持つてはじめて仕事に従事することのできる技能職種）だけは、規定に従い相応する資格の証明を備えなければならぬ。例えば医師がそれにあたる。

〈29〉蕭新永 [2005]、李永然・施敏 [2005] を参照。

〈30〉『連合報』A3面／焦点、二〇〇五年六月一六日。

〈31〉『工商時報』二〇〇二年一〇月三日、一一面。

〈32〉吳介民 [2006] を参照。

〈33〉国立政治大学選挙研究中心「重要政治態度分布趨勢図」  
<http://esc.nccu.edu.tw/modules/tinyd2/content/TaiwanChineseID.htm>

<http://esc.nccu.edu.tw/modules/tinyd2/content/tonduID.htm>

〈34〉例えば、初期には入国審査に「台胞専用通路」があった。最近では、台湾人の中国入国は、中国シテイズンにならない、入国カードを書く必要はない。

## 参考文献

- Chen, Chih-jou Jay 2006 “Forging Social Capital in the Alien Motherland: Taiwanese Business Associations in China.” Paper presented at the Association for Asian Studies Annual Meeting, San Francisco, 2006 April 6-9.
- Chen, Ming-chi 2006 “Fortress in the Air: The Organizational Model of Taiwanese Export Manufacturing Transplants in China.” Paper presented at the Association for Asian Studies Annual Meeting, San Francisco, 2006 April 6-9.
- Tseng, Yen-fen and Jieh-min Wu 2011 “Reconfiguring Citizenship and Nationality: Dual Citizenship of Taiwanese Migrants in China,” *Citizenship Studies*, Vol. 15, No. 2, pp. 265-282.
- Wu, Jieh-min 1997 “Strange Bedfellows: Dynamics of Government-Business Relations between Chinese Local Authorities and Taiwanese Investors,” *Journal of Contemporary China*, Vol. 6, No. 15.
- Wu, Jieh-min 2001 “State Policy and Guanxi Network Adaptation: A Case Study of Local Bureaucratic Rent-Seeking in China,” *Issues and Studies*, Vol. 37, No. 1, pp. 20-48.
- 王君琳 2002 『流動的家——大陸台商女性配偶の家生活與認同』国立台湾大学建築與城鄉研究所碩士論文
- 李永然・施敏 2005 「台港澳籍劳工大陸就業的社会保險問題之分析」『台商張老師月刊』第九〇期、四一七頁

- 吳介民 1997 「經貿躍進、政治僵持？後冷戰時代初期兩岸關係的基調與變奏」『台灣政治學刊』第一期、二一一—二五五頁
- 吳介民 2005 「台資協會在中國——象徵主權的競技場」日本現代中國學全國學術大會發表、於愛知大學、二〇〇五年一月二二日～二三日
- 吳介民 2006 「藍綠惡鬥、獵殺「中華」」『中國時報』二〇〇六年三月二日、民意論壇版
- 吳介民 2012 「中國因素台灣選舉」『蘋果日報』一月九日、論壇面
- 吳玉山 1997 『抗衡或扞從——兩岸關係新詮』正中
- 吳孟潔 2006 『漂洋過海的生活——台商配偶的遷移與轉變』國立清華大學社會學研究所修士論文
- 耿曙 2002 「資訊人」抑或「台灣人」？——大上海地區高科技台商的國家認同」二〇〇二年四月一日～一二日、弘光人文社會學院、「第二屆政治與資訊研討會」
- 耿曙·林瑞華 2007 「制度環境與協會效能——大陸台商協會的個案研究」『台灣政治學刊』第一卷第二期、九三一—九七一頁
- 陳志柔·于德林 2005 「台灣民衆對外來配偶移民政策的態度」『台灣社會學』第一〇期、九五—一四八頁
- 曾嬾芬、吳介民 2010 「重新思考公民身分的政治面向——以移居中國之台灣人公民身分政策為例」『政治與社會哲學評論』第二期
- 趙彥寧 2004 「現代性想像與國境管理的衝突——以大陸女性配偶為研究案例」『台灣社會學刊』第三二期、五九—一〇二頁
- 趙彥寧 2005 「社福資源分配的戶籍邏輯與國境管理的限制——由大陸配偶的入出境管控制談起」『台灣社會研究季刊』第五九期、四三—九〇頁
- 鄭陸霖 1999 「一個半邊陲的浮現與隱藏——國際鞋類市場網絡重組下的生產外移」『台灣社會研究季刊』第三五期、一—四六頁
- 蕭新永 2005 「台商如何因忖大陸就業新規定的衝擊」『台商張老師月刊』第九〇期、二—三頁